

息子による高齢者家庭内虐待に関する一考察

Elder abuse by their sons

大 島 康 雄

I) 研究の目的

平成18年度から、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下高齢者虐待防止法と省略）が施行され、高齢者分野でも虐待に関する法律が定められた。日本では児童虐待防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に続いて3番目の虐待に関する法律である。法整備のきっかけとなったのは、平成15年度の調査データに基づく問題提起である⁽¹⁾。このデータから、虐待に至る原因を介護負担とし、高齢者虐待防止法に介護負担の軽減を位置づけている。法律の構成は、定義や各機関の責務、早期発見、養護者の支援、被虐待者の保護などが盛り込まれ、予防や連携に重点が置かれているのが特徴である。他に、高齢者虐待を養護者による虐待（以下家庭内虐待と省略）と養介護施設従事者による虐待（以下施設内虐待と省略）に分けて定めており、定義にはそれぞれに身体的・心理的・性的・放棄・経済的に著しい状態を虐待と定め、比較的限

定的に捉えている。また、諸外国には定められていない養護者への支援が定められており、現に高齢者を介護する者で同居している者や別居している者も養護者に含まれている。家庭内虐待のほとんどは、同居している養護者であるため同居の有無は重要な情報である。

同居の有無を平成18・19年の家庭内虐待データから表1にまとめてみると、虐待者である養護者との同居が約8割で、一番身近である同居者からの虐待が大半を占めていることがわかった。同居している養護者が虐待しているため、家庭内虐待は、第三者からは発見しにくい特徴がある。虐待の通報者はケアマネジャーが4割を占め、家族や本人からの通報は非常に少ない。通報件数は年々増えているが、まだ、多くの虐待ケースが発見されていないことが予想される。

次に虐待者の続柄を表2にまとめてみると、虐待者の4割が息子で他の割合と比べると突出していることが分かる。次いで夫、娘共に1.5割、嫁の1割であるが、息子と比べ

表1 同居の有無

		虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
平成18年	件数	10,585	1,402	259	323	12,569
	%	84.2	11.1	2.1	2.6	100
平成19年	件数	11,375	1,547	228	123	13,273
	%	85.7	11.7	1.7	0.9	100

(出所：厚生労働省 老健局計画課 認知症・虐待防止対策推進室)

表2 虐待者の続柄

		夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟・姉妹	孫	その他	不明	合計
平成 18年	人数	2,052	715	5,390	2,025	1,503	348	279	625	672	374	13,983
	%	14.7	5.1	38.5	14.5	10.7	2.5	2	4.5	4.8	2.7	100
平成 19年	人数	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96	14,776
	%	15.8	4.9	40.6	15	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6	100

(出所：厚生労働省 老健局計画課 認知症・虐待防止対策推進室)

ると割合としては少ない。

息子は虐待の発生率が高く、何らかの原因があると推測できる。息子による虐待の研究は虐待原因の研究がほとんどで、実践的な支援についての研究は少ない。

ここで、先行研究から「息子」による虐待の特徴を挙げていきたいと思う。「息子」を焦点に当てた研究として、鶴沼・関根(2007)は「息子」による虐待の特徴を三点挙げている。①世話をを行っている者と虐待者の一致率が高い、②被虐待者の要介護度に関わりなく虐待が発生する、③性格・人格は「粗暴な性格」および「精神的未成熟・依存」の2タイプである。また、対応策として、①粗暴もしくは依存的な性格・人格がうかがえる「息子」の実態把握と経過観察を行うこと、②経済的虐待を防止するうえでも高齢者の収入・預貯金の把握を行うこと、③親子関係の修復目的とした長期的介入を行うことを提起している。性格・人格が粗暴もしくは依存的な息子が同居している場合は、虐待の発生率が高いということであるが、表1・2のデータからも「同居している息子」を読み取る事ができる。

他にも上田ら(2007)による研究では、主介護者である息子の大半は独身で、介護の知識・技術に乏しく、介護負担が大きいものや介護が行き届いていないものが多いことを指摘し、ここでも「同居している息子」を特徴として挙げられている。また、虐待されている高齢者側の特徴として、息子と二人暮らし、息子と人間関係が悪いなどを挙げている。息

子側からは、年齢が若い、経済状態が苦しい、失業中、介護の知識・技術不足、介護負担が大きい、独身で同居などを挙げている。以上のように鶴沼・関根、上田らの研究で共通していることは、「同居している息子」、「経済的な課題」、「親子関係」の3点である。今後、詳細な分析が必要であるが、表1、表2のデータ、先行研究から「同居している息子」、「経済的な課題」、「親子関係」に焦点を当てて展開していく。先行研究から出された焦点を整理していくが、「同居している息子」とは、同居している独身の息子で、養護者としての機能が期待されているが、介護の知識や技術が伴わない。「経済的な課題」とは、経済状況が苦しく、失業中などである。「親子関係」とは、息子と被虐待者の関係が悪く、適切な親子関係ではない状態である。ここから導き出される仮説として、同居している息子は、介護の知識・技術不足から介護負担が多く、ストレスをためやすい状態といえる。介護サービスの利用など検討するが、経済的な負担が大きいため十分な支援が受けられない。また、親子関係も悪いため、虐待に至る事が推測できる。上記の先行研究からは、虐待発生 の 要 因 として は 出 さ れ た が、 虐 待 に 至 る プ ロ セ ス は 明 ら か に さ れ て い な い。⁽³⁾ そのため、上記の仮説設定には材料不足が懸念されるが、特徴的な要因をもつ「息子による虐待」の対応策を提起していきたいと考えている。現状として4割も息子による虐待が占めていることから、息子による虐待の支援方法を確立することは急務である。本論のねらいは、息子によ

る虐待の特徴を踏まえつつ、具体的な支援方法を提起するものである。プロセスを把握するために、事例を用いて分析を行っていく。事例分析の倫理的配慮として、個人が特定されないように加工されたものを使用する。また、事例提供者に関しては、研究目的に使用することを口頭で伝え承諾していただいたものを使用している。なお、事例の表記については、エコマップを用いて、A) 事例概要、B) 支援経過、C) 虐待の特徴というようにまとめた。

以下に虐待に至るプロセスを3つの事例を用いて分析し、対応策を検討していく。

II) 事例分析

以下の三つの事例を用いて虐待のプロセスを明らかにしていきたい。

- 1) 親子関係から介入困難な事例
- 2) 息子から介入拒否があった事例
- 3) 分離に至った事例

1) 親子関係から介入困難な事例

同居している長男（虐待者）が母（被虐待者）に対して、必要な介護をうけさせないなどの介護放棄、年金の搾取などの経済的虐待がある事例。長男、母ともに虐待の自覚がなく、介入を拒否している事例。

A) 事例概要

母と長男の2人世帯。市内に次男がいるが、あまり交流は無い様子。要介護2の母は5年前から、糖尿病の悪化と筋力低下がみられ、日常生活に支援が必要になった。そのため、入浴とリハビリ目的でデイケアを週二回利用し、掃除と調理目的でヘルパーを週三回利用した。糖尿病のために月一回受診をしている。遺族年金は月20万程度で、金銭管理は母が行っていた。地域に古くから住んでいる家族で、近所の方とは交流が深いようである。

同居している長男には結婚歴は無く、以前は会社に勤めていたが、最近は日雇いの仕事を転々としている。仕事が無い日は、日中からお酒を飲んでおり、自室に引きこもっていることが多い。長男は母の支援として朝と夜の食事の支援と買い物をしている。ヘルパーからは、たまに食事の支援を忘れることや食材が足りないことが報告されていた。最近、息子が食事と食材を用意していないことが増え、低血糖状態になることが増えた。低血糖を予防するために、ケアマネジャー、ヘルパー事業所、かかりつけの病院から糖尿病の説明と低血糖時の対応、食事・食材の支援等について確認が行われた。この頃から入院費やサービス利用費の滞納が出始めた。滞納金についてケアマネジャーから本人に確認すると、サービスを使うようになってから金銭管理は息子が行っていることが分かった。長男と滞

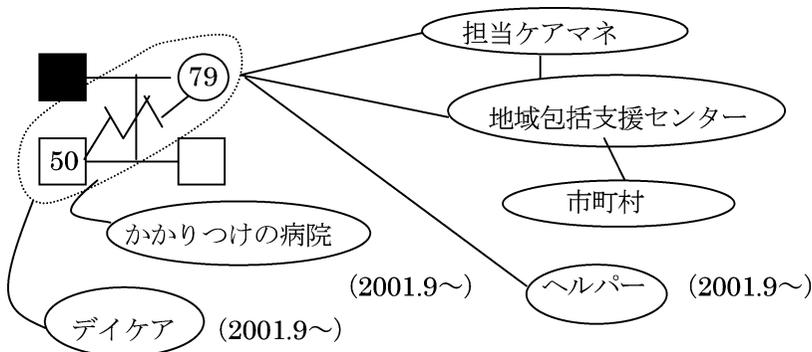


図1

納金について話をし、年金支給月に少しずつでも支払う約束をした。3ヶ月ほどは支払っていたが、滞り始めたので長男と話をすると、仕事も辞めて、飲みに出歩いているためにお金がないことがわかった。また、面接時に長男は飲酒をしており、ケアマネジャーや各事業所に暴言を浴びせ、サービスもいらないと拒否してきた。低血糖の危険性が高いため、なんとか説得をしてサービスを継続することとなった。担当していたケアマネジャーも虐待と判断し、地域包括支援センターに相談した。

B) 支援内容

担当ケアマネから地域包括支援センターに相談がある。必要な食事を与えない介護放棄や年金を使い込んでしまう経済的虐待がみられた。担当ケアマネジャー、市町村、デイサービス、ヘルパーステーションと情報交換、今後の支援方法についてコアメンバー会議を行った。担当ケアマネや各事業所から何度も

長男に話をしたが、一向に改善されない。母は、ヘルパーやデイサービスでほぼ毎日支援しているため、何かあれば病院でフォローしてくれる体制も整っている。低血糖のリスクがあるため、配食サービスなどを検討したが、現在でもサービス利用料や治療費の滞納金などがかさんでいるため、これ以上のサービス量を増やすことは難しい状況である。会議の中で出された支援方法として、長男に対する支援と母本人に対する支援者を分けることとなった。今までは、担当ケアマネが中心に行っていたが、母と長男の支援者が同じだと利益相反により、支援者としては適切でないことになった。母の支援は今までどおり担当ケアマネが行い、サービスも同じ内容で提供することとなった。息子の支援は地域包括支援センターが行うこととなった。母は息子に対して介入されることに拒否的であり、母、長男共に虐待の自覚がなく、依存しあっている関係でそれぞれにアプローチしていくことになった。

表3 親子関係から介入困難な事例

支援経過	地域包括支援センター	市町村	担当ケアマネ
通報・届出	担当ケアマネから相談	地域包括支援センターから連絡をうける	包括に相談
情報収集	担当ケアマネから情報収集	住民基本台帳から情報収集	各事業所から情報収集
事実確認	同行訪問し、事実確認	包括から報告	包括と同行訪問
ケース会議	息子への支援	地域包括支援センターの支援	母への支援
チーム編成	社会福祉士	地域包括支援センターから報告	介護支援専門員
チーム支援	集金日の設定、長男・次男との話し合い 同席、長男への就労支援	包括から報告	担当者会議、サービス調整
評価	支援当初は改善されたが、原状に戻り、 結局は母が低血糖で入院となる。	包括から報告	低血糖状態の救急搬送

支援経過	ヘルパー	デイケア	医療機関
通報・届出	担当ケアマネに相談	担当ケアマネに相談	
情報収集	本人から情報収集	本人から情報収集	
事実確認	本人の状態確認	本人の状態確認	
ケース会議	母への支援	母への支援	母への支援
チーム編成	ヘルパー	相談員	
チーム支援	食事提供、状態確認	食事提供、状態確認	家族への栄養指導、低血糖時の指導
評価	低血糖時の対応、緊急対応	低血糖時の対応、緊急対応	糖尿病の治療、スパイラルショックで死亡

地域包括支援センターが長男と面接を行う。糖尿病を正しく理解してもらうために病気の説明をして、滞納金があるのでサービス量を増やすのは難しくことを伝える。長男も滞納金があることは自覚しているようで、年金月に少しずつ支払うことを約束してもらった。面接には母が同席すると関係が悪くなるので、デイサービス利用時に行った。最初の二、三ヶ月は年金月に未収金を支払ってくれるようになったが、半年くらいすると滞り始めた。再度面接をすると、怒鳴りながら介入を拒否してきた。食事を与えないこともあり、低血糖などで病院に入院することもしばしばあった。そのたびに入院費もかさみ、息子と母の生活も限界が見えてきたので、市町村と会議を開催することとなった。

入所措置などを検討したが、母の拒否も強く最終的には入院が妥当とのことで当面は入院対応になった。未集金などもあるため、生活保護を検討したが、年金額が保護基準以上であり、息子の労働能力からも適応することは難しい状況であった。息子にアプローチをしていたが一向に改善の傾向がみられないため、市内に住んでいる次男に対しても行うこととなった。また、母の年金を使い込んでしまうため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用して、生活費の確保を図り、息子の就労に向けた支援を行うこととなった。

会議終了後、ケアマネ、病院、各事業所に連絡し支援方法を確認した。母の状態も悪化していたので、すぐに入院治療を受けることになった。入院中、息子に対してハローワークなどを紹介して就労の支援を行い、退院後の支援について話し合いを行った。長男と次男は仲が悪く言い争う場面などあったが、長男の仕事が見つかるまでは、次男がサービス利用料等は支払うことになった。しかし、母の病状が悪化し、亡くなってしまった。最後まで母は、息子をかばっていた。

C) 虐待の特徴

介護保険サービスを利用する前までは、長男が介護を行っていた。しかし、身体機能の低下から入浴動作に支援が必要になり、介護負担が重くなったためサービスを利用することになった。この頃から、長男は仕事も休みがちになりお酒の量も増えてきた。長男は独身で、介護の相談する相手もない状況で、ストレスも溜まっていたことが予想される。ケアマネジャーは、母との面接が主体で長男との面接の機会は少なかった。サービスが整うと、長男の家での役割も食事の支援のみになり、以前と比べると介護負担の軽減を図ることができた。長男の家での役割、仕事などの社会的な役割も低下し、お酒も影響して、気力も低下してしまった。そのために、介護放棄に繋がったと考えられる。また、仕事をしないために生活費は母の年金に頼ることになり、お酒の量も増えて悪循環になってしまった。当事例は、介護負担が大きくなり、介護サービスを利用したが、結果的には虐待が発生してしまった。介護サービスを利用することで、長男の介護負担は軽減できたが、長男のストレスや役割の喪失、飲酒についてフォローすることは出来なかった。介護保険のサービス利用時に、フォローしていれば、虐待まで至らなかったかもしれない。

虐待が発生してからの介入は、ケアマネ、地域包括支援センターで役割分担を行い介入を試みたが、互いに依存している親子関係もあるため、スムーズに介入することができなかった。母は最期まで息子をかばっていたし、息子は相談する相手もないまま、以前のような親子関係に修復することは出来なかった。当事例も先行研究の特徴と共通している部分は「同居している息子」、「経済的な課題」、「親子関係」である。仮説との比較として、「同居している息子」は仮説どおりであった。「経済的な課題」では、仮説としてサービスが使えないために介護負担が多くなることであっ

たが、当事例の場合は、仕事・役割の喪失からお酒に走り、結果的に母の年金を使い込んでしまった。サービスが使えないために介護負担が多くなるというよりは、仕事・役割の喪失による影響が強いことが事例から導き出された。「親子関係」では、関係も悪く、互いに相談することも出来ずに心身ともに負担が大きくなっているため、虐待に至ると設定したが、当事例では、役割が喪失し以前の親子関係が築けなくなってしまった。母は息子をかばい、息子は母に依存しているため、関係が悪いというよりは、適切な親子関係が崩れてしまったと言い換えることができる。

当事例では、以前の関係なども情報として収集することができたため、より詳細な分析をすることが出来た。先行研究からは親子関係は悪いと定義されていたが、事例の分析から親子関係の崩れる過程が導きだされた。

2) 息子から介入拒否があった事例

同居している息子（虐待者）が父（被虐待者）と母（被虐待者）に対して、殴る蹴るなどの身体的虐待、大声で怒鳴るなどの心理的虐待をしている事例。息子に介入を試みるが、介入拒否している事例。

A) 事例概要

右片麻痺の夫と軽度の認知症を患った妻、息子との3人世帯。夫は2006年ごろに脳梗塞を患い右片麻痺となる。下肢筋力の低下もあり、一人で歩くことは出来ないため、車椅子を使用している。要介護1であるが、介護サービスなどは利用していない。妻は身体的に自立している。しかし、軽度の認知症があるため、日時を忘れてしまうなどスケジュール管理は困難である。夫が指示して、妻が家事を行っている。息子は、仕事で事故にあい、右に軽度の麻痺がある。一人で大体のことは出来るが、仕事は出来ないため障害年金で生活をしている。夫と妻は一階で生活し、息子は二階で生活している。

夫は妻の介護負担を減らそうと、地域包括支援センターに介護保険の相談をした。訪問することになったが、家に来るときはチャイムを鳴らして欲しくないと少し様子がおかしかった。訪問して事情を伺うと息子が二階にいて他人が入ってくると殴られるため、小さい声で話をしてほしいとのこと。夫からの相談の主訴は、妻への介護負担を軽減したい。ヘルパーなどに家事支援をして欲しいが、息子との関係もあるので、当分は様子をみたい。トイレに行くのが大変で、手すりをつけることで妻への負担を軽くしたいとのこと。後日、

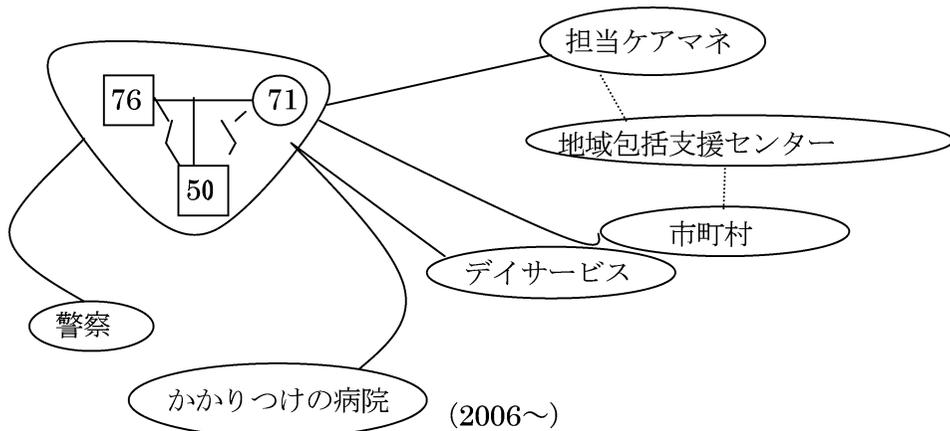


図2

表4 息子から介入拒否があった事例

支援経過	地域包括支援センター	市町村	居宅介護支援事業所
通報・届出	住宅改修、市町村に通報	地域包括支援センターから連絡をうける	包括から紹介
情報収集	被虐待者から情報収集	住民基本台帳から情報収集	
事実確認	客観的な事実は未確認	包括から報告	客観的な事実は未確認
ケース会議	息子への支援	地域包括支援センターの支援	夫婦への支援
チーム編成	社会福祉士	地域包括支援センターから報告	介護支援専門員
チーム支援	息子へ介入をする。情報収集、虐待原因の解明	市営住宅への転居支援	夫婦への介入。サービス調整、虐待からの保護
評価	息子に対して継続的な介入	息子に対して継続的な介入	転居後、サービス調整を行い、生活の安定を図る

支援経過	デイサービス	市営住宅（障害者対応）	医療機関
通報・届出			
情報収集			
事実確認			
ケース会議			
チーム編成	デイサービス		
チーム支援	体験利用、保護機能	転居先、バリアフリー、緊急通報システム	治療継続、リハビリ
評価	転居後、デイサービスとヘルパーを利用	緊急時の対応	状態が落ち着いているため、入院は困難

住宅改修の業者と訪問し、急いで住宅改修の対応を行うこととなった。息子の対応について話をするが、今のところはなんとか生活しているから様子をみたいとのこと。後日、夫から電話がある「息子に殴られた、ここで生活するのは難しいかもしれない」とのこと。転居するにも夫婦二人の年金額は少ないため、市営住宅に入居の申し込みをすることになった。虐待と判断し、市町村に通報した。

B) 支援内容

市町村と地域包括支援センターで会議を開く。緊急介入について話し合われた。現状としては、殴られた形跡は外見からあまり把握できない状態であった。判断材料が不足していたため、緊急介入は見送ることになり、措置なども見送られた。当面の支援として、夫は要介護2なので担当できる居宅介護支援事業所を探し、デイサービスなどで保護する予定である。また、夫婦での生活を希望しているため、市営住宅、高齢者住宅などの転居を

検討していくこととなった。また、妻も介護保険の申請を行い、夫婦でデイサービスを利用して保護していく方針になった。

息子への介入は地域包括支援センターが担うことになり、状態の把握、親子関係の修復を図ることになった。

夫婦の支援を行う居宅介護支援事業所は、息子による身体的虐待があるケースなので、男性が担当することになった。初回訪問は地域包括支援センターが同行し、夫婦に今後の方針を伝えることになった。夫婦でデイサービスに通ったことがないため、不安があるようで、見学してから検討することになった。また、妻の介護申請について、説明して同意してもらい申請することになった。夫婦でも転居については以前から考えていたようで、息子との関係を修復することは難しいと決断したためである。年金額からも障害者対応の市営住宅に転居することになり、市と連携して入居申込を行うことになった。息子に介入していくことを伝え、了承してもらった。

後日、地域包括支援センターが息子に対して訪問することになった。夫婦の安全確保のために、デイサービス体験時に行くこととなった。訪問すると息子は庭先にいたので、声をかけた。夫婦に訪問していることは知っているようで、俺には関係ないとし興奮していたため、話せる状態ではなかった。話し合う様子もなく、足を引きずりながら自宅に籠ってしまった。夫婦はデイを体験してきたが、妻が緊張のあまり体調を崩してしまい、利用は見送ることになった。居宅介護支援事業所に夫から電話があった。「息子が暴れた。階段を蹴飛ばして手すりを壊してしまった。怖くてとても一緒にいられない。」電話があったから、すぐに居宅介護支援事業所と地域包括支援センターで訪問する。夫婦二人には、殴られた様子もなく、息子は家の中で暴れて物に当たったようである。今後の支援方法として、市営住宅の転居を進めていくのと、緊急時の介入として警察と連携していくことを伝え、今後も息子に対して介入していくことを伝える。

市から市営住宅の入居が決定したと連絡がある。夫婦で話し合って、すぐに転居することとなった。息子に対して訪問すると、また庭先で畑仕事をしていた。話しかけると怒鳴り声で、「関係ないのに入ってくるな。」と鉤を挙げて怒ったため、話し合える状況ではないので帰ることにした。夫婦は転居となり、息子と距離をおくことで虐待予防と親子関係

の修復を図ることになった。夫婦は転居して、ヘルパーやデイサービスを利用して、生活は安定したが、息子とは連絡をとっていないようである。地域包括支援センターが息子に対して訪問をするが、居留守を使われることが多くなり、現在も定期的に見守りをしている。

C) 虐待の特徴

息子は仕事をしていたが、事故にあってから家に引きこもることが多くなった。後遺症のため、就職は難しく、障害者年金で生活していた。以前から、親子関係は一定の距離があり、一階と二階で別々の生活をしていた。虐待に至った経緯は定かではないが、息子が後遺症によって将来に不安を感じる中、両親が心身ともに弱くなり、今までの親子関係が保てなくなり、力関係が逆転したことやストレスや不安から虐待に至ったと推測することができる。

当事例は、客観的な虐待が確認できないために、支援方法も介護保険サービスの調整程度であった。虐待者である息子にアプローチを試みたが、介入拒否のため養護者の支援は困難であった。そのため、虐待原因の解明、関係性に修復、虐待防止などは出来なかった。夫婦の出した答えは離別であったが、他に支援策を講じることで答えは変化したかもしれない。更なる、支援者のスキルアップ、制度の充実、虐待研究の充実などが望まれる。

仮説との比較であるが、「同居している息

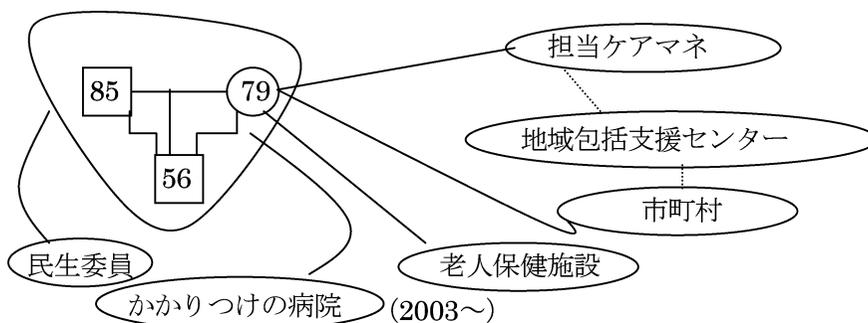


図3

子」は先行研究にもあったように、暴力的な性格で、相談できる相手もいなかった。家族の介護・支援をすることはなかったが、知識や技術は不足していたようで、仮説どおりであった。「経済的な課題」は、息子は経済的に自立しており、経済的虐待はみられなかった。以前から家計は別々で生活していたようで、経済的な支援もない様子であったため、仮説とは違う内容であった。「親子関係」は、一定の距離を保ちつつ生活していたようで、情緒的な交流も少ないようであった。夫婦が衰え、息子に対して介護機能が求められるようになったが、以前から親子関係が希薄であったため、介護拒否から虐待に至ったことが推測できる。事例1)とは違い、関係性は以前から悪かったようである。

3) 分離に至った事例

同居している息子(虐待者)が父(被虐待者)と母(被虐待者)に対して、大声で怒鳴

るなどの心理的虐待と必要な支援をしないなどの介護放棄、経済的な虐待が見られる事例。在宅生活の限界が迫ってきたので、分離することになった。

A) 事例概要

パーキンソン病の夫と病弱な妻、息子の3人世帯。夫は2003年ごろからパーキンソン病の症状が出てきた。頻尿でトイレに行くのが間に合わず、失禁がみられるようになってきた。また、下肢筋力の低下もあり、転倒することが多くなった。現在は要介護1であるが、介護サービスなどは利用していない。妻は病弱で、転倒している夫を助けようとして腰を痛めてしまったからは、夫の介護が負担になってきている。息子は2、3年前に家に帰ってきたが、現在は仕事をしていない状態で、二階の自室に籠っていることが多い。夫は国鉄職員だったため、ある程度金銭的には余裕がある世帯である。

表5 分離に至った事例

支援経過	地域包括支援センター	市町村	居宅介護支援事業所
通報・届出	住宅改修で関わる。	地域包括支援センターから連絡をうける。	包括から紹介
情報収集	被虐待者から情報収集	住民基本台帳から情報収集	
事実確認	客観的な事実は未確認	包括から報告	
ケース会議	息子への支援	地域包括支援センターの支援	夫婦への支援
チーム編成	社会福祉士	地域包括支援センターから報告	介護支援専門員
チーム支援	息子へ介入をする。情報収集、虐待原因の解明	包括から報告	夫婦への介入。サービス調整、虐待からの保護
評価	息子に対して継続的な介入	息子に対して継続的な介入	転居後、サービス調整を行い、生活の安定を図る

支援経過	老人保健施設	民生委員	かかりつけ医
通報・届出			
情報収集			
事実確認			
ケース会議			
チーム編成	デイサービス		
チーム支援	体験利用、保護機能	転居先、バリアフリー、緊急通報システム完備	治療継続、リハビリ
評価	転居後、デイサービスとヘルパーを利用	緊急時の対応	状態が落ち着いているため、入院は困難

妻から夫の転倒が多いため、手すりを付けて欲しいと地域包括支援センターに相談が入った。訪問して寝室から廊下、トイレまで手すりを付けることになった。パーキンソン病もあるため、リハビリ目的でデイサービスを勧めたが、本人としては年寄り扱いして欲しくないとの理由でサービス利用は見送ることになった。妻が病弱で歩行にもふらつきがみられることから、今後のために介護保険の申請をすることになった。

住宅改修の業者と訪問し、住宅改修の対応を行っているのと二階から息子が降りてきたが、特に変わった様子もなく息子は外出した。その時、妻から息子が何も支援してくれないので困っていると相談を受ける。息子は失業中で、ほとんど自宅にいますが、夫が転倒していても手も貸してくれない状況である。妻が息子に介護をお願いをすると、「俺は手伝わないからな」と怒鳴って怒られる。また、無職なので、夫の年金から毎月お小遣いを渡しているため、夫婦はぎりぎりの生活をしている。そのため、サービスも積極的に利用できないことがわかった。相談を受けて虐待として対応することとなった。

B) 支援内容

市町村と地域包括支援センターでコアメンバー会議を行う。現状としては、身体的な虐待も見受けられないため、緊急介入や措置などは見送られた。当面は妻の介護負担軽減を図り、息子にも介入していくことになった。夫の住宅改修と妻の介護保険申請を行い、妻の介護負担軽減のために居宅介護支援事業所と協同していくことになった。また、息子への介入は地域包括支援センターが行うことになった。客観的な情報が少なかったため、情報収集のために地区の民生委員に連絡をすると、以前から親子関係は悪かったようで、夜に息子の怒鳴り声が聞こえたこともあった。

居宅介護支援事業所と地域包括支援セン

ターで訪問し、息子も含めて担当者会議を開くことになった。転倒予防のための住宅改修と夫の入浴目的のためにデイサービスの調整と、妻も病弱で高齢なため介護保険の申請をすることや夫の身体状態も以前より進行しているので区分変更をすることを確認した。息子は「勝手にすればいいんだ。俺には関係ない。」と担当者会議でも、親の介護に対して向き合う姿勢は見られなかった。暫くはサービス調整をして見守る形になった。サービスを導入して、暫くして妻から相談がある。この前息子に「二人とも早く死ねばいい。うんざりだ。」と怒鳴られた。以前息子に、親の介護を頼むと200万程度渡しているが、まったく介護してくれない。このまま家では暮らしていけないので、二人で入所できる施設を探して欲しいと連絡が入った。市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員などで会議を行った。息子と夫婦の関係も悪いことから精神的にも負担が大きくなっていることや身体的にも介護が必要な状況になっているので、分離をすることになった。認定の結果が夫は要介護3で妻は要介護1になったため、老人保健施設に入所することになった。地域包括支援センターと居宅介護支援事業所で訪問し、施設入所の確認を行った。地域包括支援センターから息子に対しても施設入所の話をすると、息子は「勝手にすればいい」と介入を拒否した。老人保健施設に入居してから息子は面接に来ることはなかったが、就職活動をしている。

C) 虐待の特徴

息子は仕事をしながら一人暮らしをしていたが、リストラで無職になってから家に帰ってきた。両親は病気のために介護が必要になり、息子にお金を渡して、介護のお願いをした。しかし、以前から親子関係は悪く、コミュニケーションも必要最低限であった。息子は介護の知識・技術が不足しており、思うよう

に介護もできない状態であった。また、無職のため経済的に親に頼らざるを得ない状況で、息子としては自分の思い通りに行かない生活にストレスを感じていたことが推測できる。親からは急に介護の期待が寄せられ、息子にはそれに対応する知識や技術、関係性、金銭能力も無かったため、虐待に至ったと推測できる。

仮説との比較であるが、「同居している息子」は先行研究にもあったように、知識や技術は不足していたようで、相談相手もいない状況で仮説どおりであった。「経済的な課題」は、息子は無職で経済的にも親に依存していた。経済的に逼迫して生活できないような経済的虐待は見られなかったが、息子に金銭を渡していたため、介護サービスをスムーズに導入できなかった。「親子関係」は、事例2)と同じように以前から悪かった。民生委員の情報や拒否的な発言が見られた。親から介護を期待されるが、親子関係も影響して虐待に至ったと推測することができ、仮説と同じであった。

III) 事例分析のまとめ

息子による虐待を「同居している息子」「経済的な課題」「親子関係」に焦点を当てて分析を行った。3事例から出された特徴をまとめていくと、「同居している息子」は独身で、以前から被虐待者と生活を伴にしていた。被虐待者である両親は健康であったため、今までは介護を必要とする状態ではなかった。高齢化や病気、事故などにより、介護が必要になるが、いままで息子は介護を経験したこともなく、知識・技術不足である。また、両親が行っていた調理・掃除などの家事までも負担を強いられるが、役割を分担する協力者もいないため、大きな負担感を感じてしまう。また、無職で社会的にも孤立し、家族の介護が主な役割になり、とても閉鎖的な生活になってし

まう。以上のように、家庭内での役割期待も大きく、介護技術・介護知識不足からも過度な介護負担となる。役割を分担する協力者もいないため介護負担が高まり虐待に至ることが推測される。以上から、①介護知識・介護技術の不足から介護負担が重い。②協力者がいないため、役割分担をするものがない。③過度な役割期待による家庭内・地域からの重圧にまとめることができる。

「経済的な課題」は、虐待者である息子が無職や預貯金がなく経済的に余裕がない場合、経済的な虐待に至る事がある。経済的な課題は事例1)、3)からは出されたが、事例2)からは抽出されなかった。以前から家計を別にしていたり経済的に余裕があったことが影響されている。また、経済的課題では、介護に専念すると仕事をするのが困難になるため、収入が無く両親の年金に頼らざるを得ないこともある。親が年金生活で安定している場合は、世帯として考えると、貴重な収入源であるため、経済的に余裕がない息子が同居している場合は注意が必要である。ここで押さえておきたいのは、以前からの関係である。親が子に金銭を渡すことも考えられるため、一義的に虐待として捉えることはできないので、十分アセスメントして対応する必要がある。以上から、①養護者の経済状態によって影響される。②以前からの金銭管理が影響しているにまとめることができる。

「親子関係」では、事例1)は依存関係であった。息子は以前から依存的で、親も心身ともに衰え、息子に頼るようになった経緯があり、先行研究の特長とも合致する。介入時には依存関係のために支援が困難であった。事例1)は長年の生活から構築された関係であるが、互いに自立することで虐待からの脱却できる可能性もあった。やはり、ソーシャルワークの視点が重要であることが示唆できる。事例2)では、以前から情緒的な交流もなく、一定の距離を保ちながら生活をしてきた。先行

研究からも関係の悪さが虐待発生要因に繋がるとされており、事例2)、3)はその特徴が出ている。虐待者に介入することで解決の糸口を見出したかったが、事例2)、3)は介入拒否により支援ができなかった。虐待の早期発見・早期介入と継続的な関わりが重要である。以上から、①依存関係の親子は介入が困難。②親子関係が悪い場合は、息子への介入が困難にまとめることができる。

「同居している息子」、「経済的な課題」、「親子関係」から分析を行った。それぞれから特徴的な課題が出され、虐待に至る経過を把握することができた。息子による虐待は3つの要因が複雑に影響し合っただけで虐待を発生させているため、発生率が高いことがわかる。虐待対応時にはそれぞれの要因に注意しながらアセスメントを行い、その要因に合わせてアプローチをしていくことが重要である。次に支援の在り方を提起していきたい。

IV) 支援の在り方と今後の課題

虐待の特徴から支援の在り方を提起していきたい。「同居している息子」の課題としては、①介護知識・介護技術の不足から介護負担が重い。②協力者がいないため、役割分担をするものがない。③過度な役割期待から家庭内・地域からの重圧の3点であった。①には、サービス利用世帯であれば、事業所から正しい知識・技術の提供ができる。サービス事業所やケアマネジャーがその役割を担うことが期待される。サービス未利用の場合は、地域のサロンや家族会などが想定されるが、すべての地域に設置されているとは限らないため、地域支援事業や自治体、NPO法人、家族会などの活動に期待される。また、最近は介護情報がテレビやインターネット、雑誌などからも多く出されているので、それらの情報を提供していくことも有効なアプローチである。②は、息子は独身であるため家庭内での

協力者を見つけることは困難である。サービス利用につなげることが重要であるが、「経済的な課題」やサービス拒否などがある場合は困難になってくる。以前から世帯と交流がある地域住民が支援することが望ましいが、対象になる世帯は限られてくるだろう。地域の支え合いが重要で、社会福祉協議会や自治体の取り組みに期待したいところである。また、介入拒否が見られる場合は継続的な支援が重要になってくるため、専門機関や地域住民の継続的な支援が必要である。③過度な役割期待による家庭内・地域からの重圧は、家族の者が介護するという固定概念があり、周りからの重圧も大きいと思われる。現状を理解してもらうことや地域の福祉啓発を積極的に展開していくことも必要である。また、家族同士、互いに状況を把握できるように話し合える場を作ることも重要である。①、②、③に共通していることであるが、介護する家族を支える地域づくりが重要で、偏見や固定概念からの重圧を払拭し、気軽に助け合える関係を作る必要がある。自治体や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが中心となり、地域福祉の向上を図っていくことが求められてくる。

「経済的な課題」として、①養護者の経済状態によって影響される。②以前からの金銭管理が影響しているが出された。①としては、養護者が経済的に逼迫した状態であれば、親の年金は貴重な収入源であるため、生活基盤として扱われることが多い。生活基盤としての年金が、事例1)のように他の目的で使用されると必要な食材費や光熱費、家賃などに影響してくるため生活基盤が確保できなくなる。また、必要なサービスも経済的な問題から受けることが困難である。まず、優先されるべき事項は被虐待者の健康状態や生活状態の改善であるため、サービス利用分が負担になる場合は、金銭負担が少ないように考慮すべきである。現状として措置制度を利用した

としても、本人や世帯の収入によって応能負担が発生するため、金銭負担がない制度が必要である。また、介護保険制度だけではまかないきれないサービスもあるので、介護・医療保険サービスなどに虐待対応のサービス・負担軽減策を盛り込んでいく必要がある。②は、事例2)のように以前から金銭管理を別にしてきたことや、息子自身が経済的に余裕がある場合は、経済的虐待に至ることは少ないと考えられる。事例1)、3)のように、以前から金銭的な援助がある場合は、介護負担や経済的な課題が出されると経済的虐待に繋がりがやすい。予防策としては親子の家計を別にすることや、日常生活自立支援事業・成年後見制度などの活用が考えられる。坂本(2004)は、高齢者の財産管理は家族・親族により内部化されていると指摘し、金融機関自体のチェック機能の必要性を提示している。任意後見人は大半が家族であるため、潜在化した虐待が考えられるので、金融機関自体にもチェック機能を持つことが必要である。年々法定後見人も増えているが金銭的な負担も大きく、今後はさらに使いやすい制度にしていく必要がある。日常生活自立支援事業の活用も重要であるが、生活支援員は虐待対応としてのスキルは乏しいため、支援には限界がある。

以上のようにこれらの事業には課題が残されており、改善することで老後の財産管理を容易なものにしていく必要がある。

「親子関係」としては、①依存関係の親子は

介入が困難である。②親子関係が悪い場合は、息子への介入が困難の二つが挙げられた。①は事例1)からも分かるように、介入は困難であるため、虐待者、被虐待者それぞれにアプローチしていく必要がある。事例1)では逼迫した状態で、虐待支援の過程で利益相反関係になり、虐待者の生命危機の観点からも保護や危機介入が検討されたが、依存関係から積極的な介入ができなかった。今後の対応として虐待の深刻度に合わせて積極的な対応が望まれる。また、警察の立ち入り調査も選択肢に入れながら支援していく必要があるであろう。支援の結果、分離になったとしても、分離後の支援も重要な課題である。高齢者虐待対応の分離については、表6のようになっている。

表6からもわかるように、4割近くが分離であるが、継続的な支援が望まれる。

②は、先行研究からも示唆されていたように、関係が悪い場合は虐待が起こりやすい。事例2)、3)からも虐待者自体に介入することが困難なので、キーパーソンを見つけることが非常に重要である。また、以前から親子関係が悪い場合は、関係性の修復は非常に困難で、継続的な関わりを通じて関係性を修復していくことと、危険度に応じて分離も視野に入れた対応をしていく必要がある。他にもアルコール依存症などの精神疾患にも対応した支援も必要である。虐待防止策として関係性が悪い場合は、介護知識・技術の周知や家族会などの活動を通じて息子に対して継続的

表6 虐待対応の分離

内訳	平成18年度		平成19年度	
	件数	%	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4,471	35.6	4,939	35.5
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	7,536	60	7,780	55.9
対応について検討、調整中の事例	594	4.7	612	4.4
合計	12,601	—	13,331	—

(出所：厚生労働省 老健局計画課 認知症・虐待防止対策推進室)

な関わりをしていくことが求められてくる。地域住民の見守りネットワークなどを活用して、即応できるような体制を整えておくことも重要である。以上のように、息子による家庭内虐待を、「同居している息子」、「経済的課題」、「親子関係」の視点から課題を整理したが、それぞれの課題に対して解決策を提起したが、いずれも現行の制度では対応できるものではない。実際に虐待対応をする職員のスキルアップや制度の充実、地域福祉の向上など様々な課題が残されており、市町村や地域包括支援センターの活動にも期待される。高齢者虐待は非常に深刻な問題であり、早急な対応が望まれる。

注

- (1) 平成15年度に在宅介護サービス事業所と市町村を対象に医療経済研究機構が行った調査である。この調査では、介護負担から虐待に至る傾向が多いことがわかった。
- (2) 高齢者処遇研究で行った、「高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究—我が国の高齢者虐待の実態に関する基礎的研究」(1993)では、虐待者の続柄は、嫁27.5%、息子18.1%、配偶者14.8%娘9.9%、その他である。医療経済研究機構で行った、「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(2003)では、息子32.1%、嫁22.9%、配偶者17.8%、娘10.7%、その他である。本論の平成18年度、19年度の調査からも、近年息子による虐待は増加傾向にあることがわかる。
- (3) 高齢者虐待の発生要因は、介護知識や介護技術、介護意識の欠如、認知症や精神疾患、病気などによる負担、心身機能の低下を受容できない、性格、介護負担、共依存関係、親子関係の悪化、経済的な要因、社会的な孤立などが挙げられている。その中でも息子による高齢者家庭内虐待では、介護負担や親子関係、経済的な要因などが発生要因として言われている。

引用文献

鶴沼憲晴、関根薫『虐待者である「息子」の特徴と高齢者虐待への視点 — 研修参加訪問介護員へ

のアンケート調査からの知見 —』(2007) 社会福祉学

上田照子、荒井由美子、西山利政『在宅要介護を介護する息子による虐待に関する研究』(2007) 老年社会科学

上田照子、三宅真理、西山利政、田近亜蘭、荒井由美子『要介護高齢者の息子による虐待の要因と多発の背景』(2009) 厚生指標

赤司秀明『我が国における実子による高齢者虐待の防止に関する研究 — 親子の関係性と歴史性からの検討 —』(2006) 東日本国際大学福祉環境学部

厚生労働省『平成18年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』(2007)

厚生労働省『平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』(2008)

坂本勉『高齢者の財産管理と経済的虐待に関する研究』(2005) 佛教大学社会福祉学部論集